

2023年10月吉日

株式分割に関するよくあるご質問

キッコーマン株式会社

当社は2023年10月25日開催の取締役会において、1株につき、5株の割合をもって、株式を分割することを決議いたしましたので、ご案内申し上げます。(2024年3月31日時点の株主様が対象)

本件につきまして、株主様に株式分割についてより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか？

東京証券取引所は、有価証券上場規程第445条において望ましい投資単位の水準を50万円未満と定めていることから、最低投資水準が当該水準の中でも高い位置にある現在の当社株価の水準を踏まえ、当社株式1株につき5株の割合をもって株式を分割し、これを引き下げるものです。本分割により、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか？

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がご持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。保有する株式の数は5倍に増加しますが、1株あたりの純資産額は5分の1に減少します。

Q3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？

ご所有の株式数は5倍になりますが、1株あたりの配当金が5分の1となる予定ですので、今後の業績変動など他の要因を除いて、お受け取りになられる配当金の総額に株式分割が影響を与えることはございません。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございませんが、以下の点にご留意いただけます様、お願い申し上げます。

株式分割後の100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、および株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を保有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、以下の制度を 2024 年 4 月 1 日以降、ご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（100 株への買増）

株主様が所有する単元未満株式と合わせて 1 単元（100 株）となるよう、当社株式を売り渡すことを当社に対し請求できる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主様は、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱 UFJ 信託銀行株式会社までお問い合わせください。なお、単元未満株式をご所有でない株主様は、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は 2024 年 3 月 27 日（水）までとなります。2024 年 3 月 28 日（木）から新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買取請求停止期間は、2024 年 3 月 26 日（火）から 3 月 31 日（日）、買増請求停止期間は 3 月 14 日（木）から 3 月 31 日（日）となっております。

Q6. 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上 5 分の 1 となります。

（ご参考）株式分割前の当社株価が 8,000 円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額 800,000 円（株価×単元株数）

株式分割後の最低投資金額 1,600 円（株価）× 100 株（単元株式数）＝ 160,000 円

Q7. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか？

個々の株主様の 2024 年 3 月 31 日時点の株主名簿に記録された株式数に 5 を乗じた株式数を 2024 年 4 月 1 日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100 株	—	1 個	500 株	—	5 個
例②	50 株	50 株	—	250 株	50 株	2 個
例③	170 株	70 株	1 個	850 株	50 株	8 個

- ・例①に該当する株主様は、特段の手続きの必要はありません。
- ・例②および例③に該当する株主様は、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

Q8. 株式分割後の株主優待制度はどうなりますか？

当社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記録された単元株以上所有の株主様に対し、その所有期間と所有株主数に応じて、株主優待品をお贈りしております。したがって、今回の株式分割に伴う新株主優待制度は、2025 年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主様に対して贈呈するものから開始いたします。只今、その内容を検討しているところであり、具体的な内容につきましては、決定次第速やかにお知らせします。

Q9. 株式分割のスケジュールを教えてください。

2023 年 10 月 25 日（水） 取締役会決議日

2024 年 3 月 27 日（水） 現在の株価・保有株式数での当社株式売買の最終日

2024 年 3 月 31 日（日） 株式分割の基準日

2024 年 4 月 1 日（月） 株式分割の効力発生日

2024 年 4 月下旬 株主様へ「株式分割手続き完了のお知らせ」を発送

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

以上